



税務情報

東京都主税局 — 法人事業税・法人住民税の申告・納付期限延長手続

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、東京都主税局は「[新型コロナウイルス感染症拡大防止対策](#)」のページにおいて、様々な情報を公表しています。

4月20日、このページに掲載されている「[【法人事業税・法人住民税】新型コロナウイルス感染症の影響により期限までに申告等を行うことが困難な場合の手続きについて](#)」というページが更新されました。たとえば以下の情報が掲載されています。

1. 申請方法

新型コロナウイルス感染症の影響により、法人事業税・法人住民税をその期限までに申告・納付することができないやむを得ない理由がある場合には、以下の2種類の申告期限の延長制度がありますが、ここでは、それぞれの場合における申請様式や申請期限などが表形式でまとめられています。

- 東京都都税条例第17条の2第2項による災害延長(第22号様式)
- 地方税法第72条の25第2項又は第4項による災害延長(第13号様式)

2. 延長の対象となる法人(申告・納付ができないやむを得ない理由に該当するケース)

上記「1. 申請方法」の2種類の申告期限の延長制度は、「やむを得ない理由」により期限までに申告等ができないと認められる場合に適用されますが、その「やむを得ない理由」の例が挙げられています。

国税庁より公表されている、法人税等の申告・納付期限の延長手続の場合の「やむを得ない理由」と同様であり、その取扱いは法人税に準じて行われるため、税務署への延長の申請と同様に判断すべき旨が示されています。

3. 参考

[「【新型コロナウイルス感染症拡大防止対策】東京都における法人事業税・法人住民税の申告・納付期限の期限延長手続に関する FAQ」](#)(PDF 384.5KB)が掲載されています。このFAQは全9問より構成されており、上記「1. 申請方法」の2種類の延長申請書の違いについてまとめた表(問2)や東京都以外の道府県に支店等を有する分割法人である場合の留意点(問5)などが含まれています。

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.